

主な障害福祉制度やサービス

制度やサービスを希望する場合は、市ホームページで確認、または(市)障害福祉課にお問い合わせください。



生活支援サービス

就労支援や入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

| | | |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 就労移行支援 | 就労継続支援 | 生活介護 |
| 短期入所 | 同行援護 | 自立訓練(機能訓練・生活訓練) |
| 共同生活援助(グループホーム) | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス |
| 移動支援 | 日中一時支援 | 補装具費支給 |
| 日常生活用具給付 | 福祉タクシーなどの運賃助成 | |

医療

重度の障がいのある人の外来や入院にかかる医療費を助成します。

重度障害者福祉医療

手当

常時特別の介護を必要とする状態にある重度障がいのある人の経済的な負担軽減を図る目的として支給される手当です。

障害児福祉手当

特別障害者手当

意思伝達

手話や要約筆記を必要とする障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業



新たな支援や既存サービスを拡充していきます

障がいのある人の文化や芸術の支援

市役所3階での常設展示に加え、障害者週間(12月3日～9日)での芸術作品展示を充実するなど、芸術文化活動の振興を図るとともに、自立と社会参加を促進します。



「こども発達支援センターにじいろ」の機能強化

児童発達支援センターとして、嘱託医の相談などの機能を追加し、地域全体の障がいのある児童やその家族の支援を行う中核機関としての体制強化を図ります。



手話で市政情報を発信

三木市公式YouTubeチャンネルにて配信中の「三木市しゅわちゃんねる」は、聴覚に障がいのある人や耳が聞こえにくい人への支援として、市政情報や暮らしの情報などが分かりやすく伝わるように字幕のついた手話動画を配信しています。



関連するSDGs目標

3 すべての人に健康と福祉を



持続可能な障害福祉サービスに向けて ～誰もがいきいき輝き、共に安心して暮らせるまち 三木～

問 (市)障害福祉課

障害福祉施策の変遷

障害者基本法が制定された昭和40年代は、障がいのある人への制度やサービスが今のようには十分にありませんでした。制度の不足を補うため、昭和46年度から市民福祉年金制度で現金支給を行ってきました。

その後、平成18年施行の障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)により、障がいのある人が利用できるサービスが増加しました。現在は、市民福祉年金制度が開始された当時と比べて、在宅生活を支援するヘルパーの派遣や施設に通って介護支援を受けるサービスだけでなく、障がいのある人の社会活動を支援するサービスなど選択肢が増えています。

また、療育を必要とされる障がいのある児童が利用できる放課後等デイサービスや児童発達支援などのサービスが充実し、児童やその家族を支援していく体制が整っています。

これらのサービスが充実したことに加え、障害者認定件数も増加している

ため、令和4年度の障害福祉サービス費は、平成19年度の約5倍になっており、今後も増えていく見込みです。

なお、障がいのある人が利用できるサービスや年金などが拡充され、市民福祉年金制度は所期の目的を達成したので、令和6年3月の支給をもって終了します。また、その財源は持続可能なサービスの確保と新たなサービスの創設・充実などに活用していきます。詳しくは(市)障害福祉課にお問い合わせください。



●障害福祉施策の拡充の歴史

